

平成30年度の国民健康保険税率が決定しました

平成30年4月から、国民健康保険(国保)が広域化され、各都道府県が財政の責任主体として市町村と共に国保事業を運営することになりました。京都府が府全体の保険給付費を推計し、市町村毎に納付金の額を決定します。各市町村は、京都府へ納める分と保健事業を加えた分を保険(料)税として被保険者の皆さんに負担いただくこととなります。南丹市では、府が示す標準保険料率をもとに、平成30年度の保険税率を次のとおり決定しました。国保の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

●平成30年度 南丹市国民健康保険税率

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40歳~64歳)
●所得割 (世帯の被保険者の 所得に応じて計算)	課税対象所得の 6.74%	課税対象所得の 2.83%	課税対象所得の 1.86%
+ ●課税対象所得=前年の総所得金額等-基礎控除33万円			
●均等割 (世帯の被保険者数 に応じて計算)	被保険者 1人当たり 21,500円	被保険者 1人当たり 9,500円	被保険者 1人当たり 9,600円
+			
●平等割 (一世帯につき いくらかと計算)	20,800円	5,900円	5,300円
↓			
●課税限度額	58万円	19万円	16万円

●各限度額までの課税となります。

世帯の保険税(保険税は世帯ごとに決まり、世帯主が納めます。)

●軽減制度

次の場合に保険税の均等割と平等割の軽減を受けられます。

2割 軽減	世帯主(擬制世帯主を含む)および世帯内の全被保険者の昨年の1月から12月までの総所得が、33万円に世帯内の全被保険者1人当たり50万円加算した金額以下の世帯。
5割 軽減	世帯主(擬制世帯主を含む)および世帯内の全被保険者の昨年の1月から12月までの総所得が、33万円に世帯内の全被保険者1人当たり27万5千円加算した金額以下の世帯。
7割 軽減	世帯主(擬制世帯主を含む)および世帯内の全被保険者の昨年の1月から12月までの総所得が、33万円以下の世帯。

※昭和28年1月1日以前に生まれた方で、年金所得がある場合は、年金所得からさらに15万円を差し引いた金額で軽減の所得判定を行います。

※【擬制世帯主】世帯主が国保に加入しておらず、家族が国保に加入している世帯を擬制(ぎせい)世帯といい、国保に加入していない世帯主のことを擬制世帯主といいます。国民健康保険法により、擬制世帯主は、その世帯の家族等の国保に関する届け出や保険料税の納付について、義務を負うことになっています。

●6月中旬に税額を決定し、通知します。
●納税は、便利な口座振替をご利用ください。

●軽減判定には、正しい所得申告が必要です。申告されていない場合は、軽減を受けられない場合があります。